ワイド

篠田4選出馬の是非

- 篠田4選出馬を田村 秀・新大教授が痛烈批判！「震災ゼロ・リセットは被災地に無礼だ！」
- 8年前も「4選不出馬宣言」していた篠田市長を支持する民主党の論理
- 篠田市長のプロパガンダ機関になり下がったか、新潟市議会
- 「自民党新潟支部はこれでいいのか」と言った篠田市長の鼻息
- 「これでも4選出馬か」市議会で暴露された篠田市長〝偏向行政〟の中身
- 「曲解」で非難された北区・金子益夫市議の真相
- 断固 吉田支持で会派離脱届を出した 中央区・佐藤耕一市議

BRTは「見直し」から一転「白紙」へ
吉田孝志 新潟市長選候補の動向

篠田市長がぶち上げた「第2朱鷺メッセ」構想は規模が小さすぎる
―2万㎡程度で国際見本市を呼び込むには無理がある―

「土用の丑の日」に決定的となった
老舗鰻店（うなぎ）「瓢亭」の同族争い

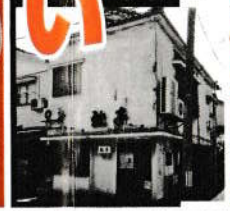

だるまやお家騒動 第6弾
店舗前を軒並み急襲！ 元社員たちの怒りの抗議街宣が始まった

議員バッジを愛人にプレゼントしたトンデモ上越市議

ジェトロ新潟セミナーで学ぶ 中国ビジネスの〝今〟

長岡市 新規開発の目玉 立川綜合病院 移転計画の全貌

代ゼミで始まった〝大リストラ〟は新潟の受験生にどう作用する

ヤンキー先生こと義家弘介代議士 新潟市の教育に舌を巻く

県央基幹病院の足かせとなっている 泉田知事の〝妄想癖〟

追悼・田中角栄元秘書 遠藤昭司

角栄の悲しみと懲念に触れた側近中の側近

総括 最高裁と検察審査会の闇

勝訴した被告担当弁護士が語る〝名誉棄損裁判〟で敗訴した原告・森裕子の大誤算

大胆に情報に斬り込む

財界にいがた

最新号をチョイ読み！編集部ログ http://zaikainiigata.com 10月号 650円（税込）

勝訴した被告担当弁護士が語る
“名誉棄損裁判”で敗訴した原告・森裕子の大誤算

本誌前号が報じたように、民主党の森裕子前参院議員が一市民を相手取って起こした名誉棄損裁判の判決言い渡しが東京地裁であり、森前議員の請求が全面的に棄却された。同前議員は控訴しなかったことから敗訴判決が確定。仮にも国会議員経験者が一市民に500万円もの損害賠償金を請求する事態は異常というほかないが、提訴された志岐武彦氏（東京在住・72）はこれを「スラップ（恫喝）訴訟だ」と憤りを隠さない。完全勝訴を受けて志岐氏やジャーナリストらが開催したシンポジウムでは、森前議員が敗訴した理由、そして志岐氏が徹底追及し続けている検察審査会と最高裁の闇について徹底討論がなされた。

思い込み激しく一市民を提訴

森前参院議員が提訴した名誉棄損裁判は被告の志岐氏が開設・運営しているブログ〈一市民が斬る‼〉の数本の記事を問題視していた。

民主党幹事長（当時）だった小沢一郎議員が政治資金規正法違反事件で強制起訴されたものの、無罪判決を受けた一件について重大な関心を寄せていた志岐氏は、小沢議員に対して2度にわたって起訴議決したとする東京第5検察審査会には審査員がいなかったのではないかと指摘。

こうした“架空議決疑惑”については志岐氏同様、森前議員もその可能性を十分に視野に入れて調査を進め、国会質問の場では検審を設置する最高裁事務総局の幹部を徹底追及していた。

しかし志岐氏の目にはある時期を境に、森前議員が最高裁追及の手を緩めたように映り始めたという。同氏はその理由を「最高裁追及を止めて、議決は検察の捏造報告書のせいにしてでも、早く小沢氏の無罪判決が欲しかったのでは

ないか」と考え、その旨をブログ記事にした。

これに対して森前議員はこうした記事が名誉棄損だとして志岐氏を提訴したのだ。

シンポジウムでは冒頭、被告・志岐氏の弁護を担当した山下幸夫弁護士から裁判経過について説明がなされた。以下は同弁護士の発言だ。

＊　＊　＊

【山下幸夫弁護士の話】

森裕子・前参院議員が志岐さんを名誉棄損で提訴した裁判は、原告の請求を棄却するとの判決が出ました。損害賠償請求ならびにブログから当該記事を削除せよとの請求がいずれも棄却されましたので、その内容を経過も含めて簡単にご報告させていただきたいと思います。

もともとこの事件（訴訟）は、みなさんもご存じのように小沢一郎氏に対する起訴議決、ひいてはこれを受けた強制起訴に端を発するものです。法律（検察審査会法）が改正となる以前まで、市民によって構成する検察審査会は検察官の不起訴処分に対して不当であるとの判断をしても、当の検察官はそれに拘束されることはなく不起訴の判断を維持するということが行われていました。

裁判員裁判が始まった同時期、検察審査会法につきましても改正されまして、検察審査会の議決に拘束力を持たせました。すなわち検察審査会が2回にわたって起訴相当であると判断した場合には「起訴議決」といって、「起訴すべきであるとの議決」をすることできるようになったのです。

これを受けて裁判所は弁護士を指定し、その弁護士が検察審査会の「起訴すべきであるとの議決」を踏まえて起訴。そして弁護士は検察官役として裁判を維持する形となります。

みなさんがご存じのとおり、小沢一郎氏の政治資金規正法違反については二つの事件があったのですが、そのうちのひとつの事件が起訴相当であると2回判断されて起訴議決がなされ、指定弁護士が3名選ばれまして小沢氏を起訴し、刑事裁判となりました。

しかしその裁判は結局、無罪判決が言い渡され、指定弁護士が控訴しましたが、控訴審では控訴を棄却。検察官役の指定弁護士は上告権を放棄して無罪が確定しました。

これが小沢一郎氏をめぐる検察審査会の問題であったわけです。

志岐さんは、そもそも起訴議決をした東京第5検察審査会は本当に検察審査員がそこに存在したのか否か、情報公開請求によって開示書類を入手して多角的に検討されました。

並行して森裕子・前議員も当初から検察審査会の問題について彼女なりの検討をする中で、途中までは歩調を合わせて、むしろ志岐さんが森さんに情報提供するなど協力し、また森さんのほうから志岐さんに対して協力を求めるような関係にありましたが、途中から、言い換えると小沢判決が出た頃でしょうか、そのあたりから森さんのスタンスが変わってきました。それまでは検察審査会の問題であると言っていました。

ところが、みなさんご存じのとおり、東京地検特捜部が2回目の検察審査会の審査の

田舎のおかき
じっくり生地を焼き上げることで外側はかりっと中はほろほろとした食感を実現しました。
国産米100%使用
「お米」のおいしさ創造企業
岩塚製菓株式会社
〒949-5492 新潟県長岡市浦9750番地
田舎のおかき醤油味 田舎のおかき塩味 田舎のおかきざらめ味

際にいろんな捜査報告書を追加の証拠として多数示したのですが、その内容がかなり誘導的といいますか、小沢さんの共同共謀正犯が成立するのだと誘導するような捜査報告書を作成して示していたことが分かって、森さんは検察審査会の問題よりも検察官がそのように検察審査員を誘導したことのほうが問題だとして、彼女は検察の問題に焦点を変えて『検察の罠』という本を出版しました。

こうした過程の中で森さんのスタンスは志岐さんのスタンスとは変わってきたわけですが、これを受けて志岐さんが書いたブログについて森さんが名誉棄損だと言い始めて、最終的に今回の裁判を提起しました。

ですから志岐さんが開設していたブログ「一市民が斬る‼」がありますが、そこで森裕子・前議員について書いた記事が名誉棄損に当たるということで志岐さんを訴えました。

５００万円の請求とブログ記事の削除、さらにウェブサイトや書籍・雑誌などでそういった内容の事実摘示をしてはならないという３つの請求をしてきました。

元国会議員が一市民である志岐さんのブログの内容が名誉棄損に当たるとして訴えたのは極めて異例といえますが、いずれにしても裁判が提起されました。

そしてこの裁判、当初は森さんのほうの勢いが強くて、「絶対に勝つ。負けるわけがない」といったスタンスだったように思います。志岐さんのほうから私に依頼があり、訴状を見たときにあまりにも記事の読み方が極端というか、かなり思い込みの激しい読み方をしているという印象を受けました。

名誉棄損にはまったく当たらず

名誉棄損の有無は森さんの社会的評価を低下させるような内容かどうかというのが問題なのですが、うちのほうではそもそも名誉棄損に当たらないというスタンスで反論をさせていただきましたし、仮に名誉棄損であってもそれを裏付ける膨大な資料を基にして記事を書いているので、仮に真実でなくても、それを裏付ける相当な理由があるということも含めて主張をしました。

この裁判においては３つの記事を取り上げていますが、原告は別の時期に書いた記事も含めて「一体のものである」と主張。つまり後から書いた記事も含めて、都合の良いところだけを組み合わせて名誉棄損だと主張していたわけです。

これについては、まったく別の時期に書かれた記事なので、別々に判断すべきだと主張しました。法廷での口頭弁論のやり取りの中でも、裁判長から原告代理人に対して「一体のものとして読むのは無理があるのではないか」といった指摘もありました。

これに対して原告はブログのアクセスについて解析したものや学者の陳述書などを提出し、（別々の時期に書かれた記事を）一体のものとして読むべきだとの主張を展開していたわけですが、この点の当否がひとつの焦点でした。

こちらは名誉棄損ではないと主張したわけですが、名誉棄損でなければこの裁判はそこで終わりなんですね。私は被告代理人としてそれまでにも結審してもいいとする準備書面を提出してきましたが、裁判所からも原告に対して「結審していいですか？」との打診があり、原告も「それでいい」として結審しました。

結局そこで結審するということは、裁判所も名誉棄損ではないと判断したからにほかなりません。もし裁判所が名誉棄損になると判断していたなら、今度は被告である志岐さんの側から「これは真実である」とか「真実だと信じるについて相当な理由がある」ことを証明しなければならなかったわけですから。

私のほうでは、それらを証明するに当たってもし必要であれば、小沢一郎さん本人ないし主任弁護人を証人に呼んでも立証するつもりがあるということも明らかにしていましたが、裁判所がそこに至るまでもなく結審したということは、名誉棄損にはならないという判断をしていたからであって、被告勝訴の判決は予想どおりでした。

森前議員は〝自爆〟した

判決の中で興味深い点としては、そもそも検察審査会について志岐さんは「いなかったのではないか」との問題意識を持ってブログ記事を執筆していますが、これについて裁判所がどう判断しているかというと、本件起訴議決が架空のものであるとの志岐氏の見方を森前議員自身が〈必ずしも荒唐無稽なものと評価しているわけではない。〉と認定しています。

そういうことを考慮し、裁判所は〈その一般の閲覧者に対して、原告が通常では考えられない荒唐無稽なストーリーに沿って最高裁判所を糾弾していたとの印象を与えるということはできないし、原告を貶めるような印象を与えるということもできないから、これによって原告の社会的評価が低下したということはできない。〉と判断しています。

志岐さんのブログには、森さんが小沢さんの無罪判決を早期に得るために最高裁判所への追及をしなくなったと書いてありますが、これについて裁判所は国会議員という地位を踏まえると、いろんなことを言われたとしてもただちに名誉棄損にはならず、社会的評価は低下しないとの判断を示しました。

原告の裁判の起こし方がも

健康においしく…
健康にやさしく…
環境にやさしい…
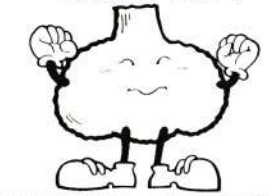
みそかつおにんにく
しそかつおにんにく
風力発電・太陽光発電で
クリーンエネルギー利用
片山食品株式会社
新発田市藤塚浜3310-3
TEL 0254(41)3110㈹

完全勝訴となった名誉棄損裁判について解説する被告代理人の山下幸夫弁護士

「森裕子VS志岐武彦」〈市民が掘り起こした

贈り物に極上のお米を
新米 魚沼コシヒカリ

魚沼の
おいしいお米をお世話になったあの人に。
下記の店舗に納入しております。
たき飯処 ゆのたに 佐久名
西武池袋本店、西武所沢店、西武船橋店、西武東戸塚店、西武沼津店、西武秋田店、西武つくば店、そごう横浜店、そごう千葉店、そごう柏店、そごう川口店、そごう大宮店
ゆの宿に 心亭
阪急うめだ本店、新大阪駅店、阪急西宮店、阪急大井食品館、ルミネ荻窪店、Dila西荻店、ルミネ北千住店、ザ・モール仙台長町店、イトーヨーカドー丸大新潟店、LIVIN田無店、LIVIN光が丘店、マルイファミリー国分寺店、汐留シティセンター、高島屋新宿店、ラゾーナ川崎店、ルミネ藤沢店
新潟 食楽園 SHOKU RAKU EN
表参道・新潟館ネスパス店
新潟食楽園ホームページ http://niigata-shokurakuen.com/
■お問い合わせ・お申し込みは
新和商事株式会社
精米プラント
〒949-7302 新潟県南魚沼市浦佐5883-2
TEL.025(777)5110
FAX.025(777)5120
受付時間／AM8:30～PM5:30

ともと変といいますか、森さんは志岐さんの書いた記事を自分にとって一番不利な受け止め方で読んで、しかも別の時期に書かれた記事をセットにして「一体のものである」との前提で名誉棄損に当たると主張していたため、裁判所が名誉棄損に当たらないと判断した以上、それ以上審理するまでもなく原告側の主張が退けられたということです。

いずれにしても500万円を請求するという、志岐さんいわくスラップ（恫喝）訴訟との見方もありますが、高額な請求をして志岐さんを黙らせるといいますか、もしくは森さんに対する批判を封じ込めるために起こした訴訟だったのかもしれませんが、結局のところ自分の主張自体に無理があったため自爆したといいますか、自分で自分の首を絞めた感じもします。

元国会議員が一市民に対して、しかも無名と言ったら失礼かもしれませんが、それほど有名ではない人をあえて訴えて500万円も請求するというやり方はかなり乱暴なものといえます。

原告は当初、「負けるはずがない」と思い込んで強気でいたわけですが、それが原告敗訴という形で一応の決着を見ました。

ただし本題は小沢さんに対して起訴議決をした検察審査会の問題ですから、これについては結論が出たわけではなくて、志岐さんとしてはいまだに資料を入手するなどして検討を進めていますので、これはこれで今後きっちりと議論されるべきと考えています。

したがって今回の被告勝訴の判決は、あくまでも場外乱闘に対する裁判所の判断だと受け止めています。

恫喝訴訟に屈してはならない

名誉棄損裁判というのは訴えられた側にとっては非常に難しい裁判といえます。

最近は名誉棄損になるのか、ならないのかという点が争われるようになっていて、名誉棄損にならないとする判例もかなり出ています。

名誉棄損が認められると、被告は「これは真実である」とか「真実だと信じるについて相当な理由がある」ことを立証しなければならず、大変負担が重いこともあり、裁判所としては記載された内容によって社会的評価が低下したといえるのかどうかをかなり厳密に審理するようになっていまして、今回の裁判についても裁判所は名誉棄損には当たらないと判断しました。これは最近の裁判例を踏まえるとそう珍しいケースではないといえます。

通常、新聞社や雑誌社が名誉棄損で訴えられるケースでは、活字になるまでに何人もの人が記事に関与しており、裁判には主にライターの人が出廷してくるのですが、今回の裁判は一個人です。

ただしインターネット上のブログやホームページ上の記載であっても、これまでの名誉棄損に関するルールがそのまま適用されるとの最高裁判例があります。したがって一個人であっても基本的にはマスコミが訴えられたときと同様のルールを適用するというのが最高裁の考え方です。

会社は組織ですから、ある程度対応できると思いますが、個人ですと訴えられると弁護士費用を払い、物理的にもさまざまな準備をしなければならないことから、訴えられただけでも相当な負担となりますし、場合によっては先にご説明したような立証責任を負わされることもあります。

しかも500万円もの請求をされたとなると、精神的なプレッシャーはかなりのものとなります。この種の名誉棄損裁判は政治家の人たちが週刊誌などを訴えてかなり勝っていますが、言論の自由を封じ込めるという意味で、本来は自分たちが批判される立場であるにもかかわらず、裁判を起こすことによってプレッシャーを与えるということがずっと行われてきました。

今回の裁判もその流れのひとつといえるわけですが、私たち市民はおかしいことは「おかしい」と言い続けるし、表現の自由も保障されなければならない。したがって、こういう裁判を起こされた場合にはきちっと戦っていかなければならないと思っています。（談）

※「森裕子vs志岐武彦氏裁判」でインターネット検索すれば報告会の動画を観ることができます。

財界にいがたは毎月27日発売！

正義の実現のために 今こそ国民は最高裁に厳しい監視の目を

シンポジウム第2部ではジャーナリストの黒薮哲哉氏が司会を務め、志岐武彦氏や「市民オンブズマンいばらき」の石川克子幹事らが検察審査会や最高裁事務総局の実態について徹底討論した。

【司会】
・黒薮哲哉氏（ジャーナリスト）

【パネリスト】
・志岐武彦氏（ブログ「一市民が斬る!!」開設・運営者、元旭化成役員）
・石川克子氏（市民オンブズマンいばらき幹事）

新聞各紙の不審な一斉報道

黒薮　結論を先に言いますと、検察審査会に審査員がいなかったのではないかという疑惑なんですよね。検察審査会には審査員がいて、その中でいろんなことを話し合ったり、検証したりするわけですけれど、この疑惑というのは「肝心の審査員が一人もいなかったのではないか？」「勝手に最高裁が判断したのではないか？」というものです。

疑惑といっても「裏付けがないではないか」と言われるかもしれません。実際のところはいろんな形で裏付けを取っていまして、市民の力で掘り起こした素晴らしいジャーナリスト活動だと思います。

私のほうから少し紹介しますけど、隣にいらっしゃるのが志岐さんです。それからその隣にいらっしゃるのが石川さんとおっしゃいまして、「市民オンブズマンいばらき」の幹事をされています。情報公開請求について非常にお詳しくて、大量の資料を読み込んでこうした仮説を立てられました。

ごく簡単にこの事件を説明しますと、みなさんはご存じかと思いますが、小沢さんが政治資金規正法違反容疑で取り調べを受けたわけです。しかしさまざまな角度から捜査

左から石川克子氏、志岐武彦氏、黒薮哲哉氏

お客様のお役に立ちたい―。これまでもこれからも それがわたしたちのテーマです。

エレベーター・自動ドア・
消防設備他ビル設備全般の管理
株式会社ハイン
ハインエレベーター
0120-33-5581
FAX0256-35-6583
代表取締役　羽賀一真
[本社]〒955-0845 三条市西本成寺2丁目7番8号
ハイングループ
天井クレーン・リフトのメンテナンス
株式会社ホイストクレーン
TEL0256-34-6015
人材派遣
株式会社トップヒューマン
0120-47-4110
防犯・警備
ティスコム株式会社
0120-480-330
エレベーターリニューアル
プラスエレベーター株式会社
TEL0256-34-6374

したけれども、結局のところ起訴することができませんでした。

そこで「それはおかしいのではないか」とする市民グループが検察審査会、正式にいうと東京第5検察審査会に不服を申し立てたわけです。これを受けて第5検察審査会は小沢さんを起訴すべきという結論に至りました。

検審で起訴すべきとの判断が2回行われたことにより小沢さんは刑事裁判にかけられたわけですが、2回目の起訴議決が行われた日が小沢さんも立候補していた民主党の代表選当日だったのです。

小沢さんにいろんな評価があることはさておき、小沢さんの支持者にしてみれば「陰で何かやったのではないか?」と思うわけですよ。わざわざ代表選の投票日当日に起訴議決したわけですから。

こうした経緯を不審に思って調査を開始したのが志岐さんであり、石川さんであり、さらに(前参院議員の)森さんでした。いろいろ調べていく中で第5検察審査会は架空であったのではないかという重大な疑惑が浮上しました。今日はどんなふうにして、そのような疑惑にたどり着いたのかご本人たちにお聞きしたいと思います。

まず志岐さんにお聞きしたいのですが、検審の起訴議決に不信感を抱いて調査をしてみようという気持ちになったきっかけについてお聞かせください。

志岐 私が検察審査会に対しておかしいと思ったことをお話しします。まず検察が大捜査の末に不起訴としたわけですよね。検察官が60人態勢で3カ月間にわたって捜査したそうです。捜査費は30億円。これで不起訴だったんですね。それが検察審査会で審査されて11人全員が起訴すべきだと、まったく正反対の判断をしたわけです。これは1回目の審査結果ですけれども、私はウラがあるとそのときに思いました。

2回目の起訴議決は9月14日、民主党代表選の当日になされましたが、実は9月8日付で新聞各紙がある件を一斉に報道しています。内容はどういうものかというと、小沢検察審の審査補助員が9月に入ってやっと決まったというのです。これから審査が本格化し、10月末に議決される公算が大きいと報じています。そしてその6日後の9月14日に起訴議決されたのです。どう考えてもおかしいですよね。

また審査員には日当旅費が支払われます。この日当旅費の請求書を会計検査院から取り寄せて確認しました。すると審査会議が何日に開かれたのかが分かります。

9月の上旬に開かれた審査会議は6日と14日なのです。つまり6日に開いて8日に新聞記事が掲載されているわけです。そして議決が14日ですよ。すなわち1回も審査会議を開いた形跡がないにもかかわらず14日に議決しているのです。明らかに変です。

これで私は検察審査会の開催は架空だと判断し、徹底的に調査することにしました。

大正から昭和、
そして平成から未来へと、
いつも心の充実と技術の向上を目指し続けます。

今日を築き 明日を拓く
株式会社 水倉組
代表取締役 水倉直人
本社／新潟市西蒲区巻甲5480 〒953-0041
電話(0256)72-2371番(代)
支店／上越・中越・下越
営業所／新津・燕・阿賀・三条・和島・新発田

審査員平均年齢と実在確認の不可解

「最高裁が検察審査会を悪用して議決を捻じ曲げる暴挙を許してはならない」と力説する志岐氏

黒薮 石川さんは情報公開請求によって内部資料を大量に入手し、それらを分析されています。石川さんは何を根拠に検察審査会の開催が架空ではないかとする疑惑をお持ちになりましたか?

石川 先ほどの志岐さんのお話にもありましたけれど、検察審査会の1回目の議決と2回目の議決はいずれも起訴相当議決でした。審査員は11人です。その11人の審査員の平均年齢が公表されましたが、1回目と2回目では審査員が総入れ替えとなっているにもかかわらず、平均年齢が34・55歳と同じになっており、確率的には100万分の1の割合でしか起こり得ない奇跡のようなことが起こっています。これはどうもおかしい、何かあるのではないかと思い、いろいろ調べ始めました。

また会計検査院は平成24年9月3日、参議院決算委員会の要請に基づいて行った検察審査会審査員の実在確認調査の結果を公表しています。具体的には森裕子さんが国会で追及したのを受けて、会計検査院が調査したものです。それによると、平成23年5月から7月までに出頭したとして旅費等が支払われている189人に調査票を直接郵送したと書いてあります。

当時、森裕子さんが参議院でいろいろ追及していたのは、検察審査会における小沢さんの起訴議決に関してさまざまな疑惑があったからであり、また森さんが問題視していたのは平成22年3月から10月まで開催された東京第5検察審査会に審査員が実在していたか否かなのです。

したがって会計検査院が調査結果を公表した平成23年5月から7月はまったく対象外であり、わざと調査対象から外したとしか思えません。

志岐 話は変わりますが、最高裁判所は裁判部門と司法行政部門の2部門で成り立っています。そして最高裁判所を司る機関として事務総局が設置されています。事務総局には約760人の職員がいて、その中のエリート幹部が最高裁のすべてをコントロールしているのです。最高裁の規定・規則の策定をはじめ、法律・制令の制定のための調整、さらには裁判官の人事権も握っています。

そしてこの事務総局が検察審査会を管理しているのです。一般に検察審査会は「司法・行政・立法に属さない第4の権力」だといわれていますが、実際はそうではなくて検察審査会は最高裁事務総局が支配している組織です。

最高裁が審査員選出ソフト開発に6千万円

黒薮 つまり検察審査会の問題を追及するということは、最高裁事務総局の問題を追及することになります。志岐さんは検察審査会議について報じる新聞記事に違和感を抱いたのをきっかけに調査に着手し、また石川さんは会計検査院が小沢さんを起訴議決した検察審査会を調査対象から外したことから疑惑をお持ちになったといいます。

これ以外にも審査員を選出するシステム自体がデタラメだという事実が森議員の追及によって明らかになっています。

志岐 審査員をどうやって選ぶかというと、まず選挙管理委員会に決まった人数の候補者を挙げてもらいます。そして1回当たり100人の候補者を集めるのです。検察審査員の選出は年4回行われますから、計400人の候補者がピックアップされます。

こうした候補者名簿を作成し、かつては商店街の抽選で見られるようなガラガラポンのクジ引きで審査員を決めていました。しかし検察審査会法の改正に合わせ審査員選出ソフトを使って審査員を選ぶことになったのですが、このソフトを解析したらトンデモないことが見つかりました。

そのソフトを入手して専門家に解析を依頼したのが森裕子さんでした。

ソフトの専門家で私も何度も会ったことのあるX氏という人物がいますが、彼の話によると、クジ引き前の候補者入力画面において名簿にない人物の名前を手入力できてしまうというのです。要するに誰でも好きな人物を候補者にすることができるというわけです。

また候補者名簿の欠格理由欄にレ点を入れることによって恣意的に候補者を何人でも消去することができます。さらには、審査員を選定すべく決定ボタンを押すと過去に行った恣意的な操作の記録がすべて消えてしまいます。

最高裁はこうしたイカサマまがいのクジ引きソフトを業者に開発させて、全国の検察審査会に配布しているのです。このソフトの開発費はメンテナンス費込みで6千万円にも上ります。

専門家によるとソフトそのものは300万円ほどで作成可能で、メンテナンス費を含めても1千万円ほどだろうとのことです。しかし私たちが情報公開請求により確認したところ、最高裁はこのソフトに6千万円もの予算を支出していました。

"幽霊検審"による"架空議決"はほかにも…

黒藪　2007年の検察審査会法改正の新ルールによって小沢さんは起訴議決されたわけですが、小沢さんに限らず同様のケースはあるのでしょうか？

志岐　個人的に小沢さんは不起訴になって当然だと思っていましたが、逆に起訴されて当然だと思われている人が検察審査会で不起訴になっているんですね。

その代表例が鳩山元首相の母親による偽装献金事件です。鳩山元首相が母親から1億8千万円をもらったにもかかわらず、政治資金収支報告書には120人の支援者から一人当たり150万円ずつもらったというふうに記載しました。これは明らかに政治資金規正法違反です。

しかしこれは不起訴になりました。実のところ検察の捜査もおかしくて、告発があったにもかかわらず検察は鳩山さんを調べていないのです。検察はどうしたかというと、鳩山さんから上申書をもらっているのです。その上申書で鳩山さんは〈私は秘書が偽装したことを知らなかった〉と訴えたのです。

すると検察は捜査をすることなく不起訴としたのです。これを問題視した市民が検察審査会に不服申し立てをしたわけですが、鳩山さんは不起訴相当となり起訴されませんでした。

これはおかしいと思いますし、小沢さんとはまったく正反対の結果です。そこで私は審査の経過を調べてみました。すると鳩山さんと小沢さんは不服申し立てを受けた時期が近く、議決発表の日についても鳩山さんが4月26日、小沢さんが4月27日なのです。

鳩山さんに関する申し立ては東京第4検察審査会に割り振られましたが、検察審査会法改正によって従来の第1、第2に加えて第3、第4、第5、第6の各審査会が新設されましたから、小沢さんを起訴議決した第5検審と同様に第4も審査員が実在しなかった可能性があると私は考えます。

またレジュメにも書きましたが、最高裁事務総局は下級審の判決や検察審査会の議決を捻じ曲げていると痛切に感じています。

1959年に東京地裁が住民無罪の判決を下した砂川事件がありますが、これは米国の指示によって検察の跳躍上告があって最高裁が一転、無罪にしてしまったわけです。

これに関するドキュメントが米国で公開され、非常に話題になっています。7月に発売された「検証　法治国家崩壊」という凄い本がありますが、最高裁がすでに50年前から判決を捻じ曲げてきたことが指摘されています。

また最高裁は原発差し止め訴訟においてもさまざまな逆転判決を言い渡しています。2006年に金沢地裁が北陸電力・滋賀原発の運転差し止めを住民が求めていた裁判で原告を勝たせましたが、高裁が逆転敗訴の判決を言い渡した背景に最高裁の強い意向があったといわれています。

いずれにしても最高裁が犯罪責任を逆転させたり、圧力で高裁に逆転判決を言い渡させたりするといったことがずっと続いています。検察審査会を悪用して議決を捻じ曲げるようなこともしかりです。これは日本にとって非常に深刻な問題だと思っています。

裁判所の判決や検察審査会の議決が最高裁事務総局の意向に左右されてしまうのは民主主義ではありません。この問題について国民が大きな声を出して、最高裁の姿勢をただすべきだと思います。

＊　＊　＊

勝訴した志岐氏は裁判を支援した仲間たちと「最高裁をただす市民の会」を結成、引き続き最高裁と検察審査会の闇について真相追及を続けるとしている。

※『シンポジウム「市民が掘り起こした最高裁の闇」』でインターネット検索すれば、シンポジウムの動画を観ることができます。

福島原発事故の刑事責任追及でカギを握る"霞が関の検察審査会"

福島原発事故により故郷を失った住民たちが大同団結して東電幹部らを告訴。検察がいったん不起訴としたことから、今後の行方は検察審査会の審査に委ねられた。しかしある事情から、その検審に「福島県民の思いは果たして届くのだろうか」といった懸念の声が広がっている。

憧れの田舎暮らしが暗転

福島原発訴訟の原告の一人として名を連ねている熊本美獅子さんが話す。

「私は福島原発訴訟の原告の一人ではありますが、現在、検察審査会に不服申し立てをしております福島原発告訴団のお話をさせていただきます。私は福島から避難しております。しかし福島はふるさとではありません」

熊本さんはもともと東京で働いていたが、夫の退職を機に福島県田村市に土地を求めて家を新築。18年前のことだった。夫にとって田舎暮らしは長年の夢であり、夫婦二人で手作業、鍬で原野を畑に変えたという。

熊本さんがいう。

「老後の暮らしとして田舎暮らしを選んだのは、それまでのサラリーマン生活とは違い大地に根差した暮らしがしたいとの思いがあったからです。同時にやがて生まれてくる孫に田舎をつくってやりたいとの思いもありました。

私たちが栽培する野菜には無農薬で育てたいとの思いがあり、原発事故前まではその願いは実現していました。夫は7年前に亡くなりましたが、私は一人で農作業を続けていました。200坪余りの畑で40種類くらいの野菜、ブルーベリー、キウイといった果樹、木立の中で舞茸、椎茸、なめこを栽培、自生してくるたらの芽、蕗などの山菜、それに水のおいしさ、自然の恵みに感謝する日々でした」

しかし原発事故によって熊本さんの生活は一変する。

「3月11日の地震発生時に私

誰もが安心してすごせる毎日を

SHINANO
しなの薬局グループ
・中央店・村上店・坂町店・桜木店・市民薬局
・にいがた薬局・白根店・しもまち薬局・木戸店・東青山店
・小針店・新発田店・豊栄店・新津店・西小針店
・あがの店・吉田店・市民前店・寺尾東店・和納店・関山店
・本町店・石山店・中野山店・メディアシップ店・新大前薬局
しなの薬局グループ
http://www.shinano-pharmacy.com/

は犬の散歩をしていましたが、震度6弱の揺れで立っているのもやっとでした。地震保険の査定では20%程度だということで、壊滅的な被害は免れましたが、大変だったのは原発事故です。最初は3キロ圏内の避難指示でしたが、それが10キロ、20キロへと拡大して私の家に近付いてきました」（熊本さん）

熊本さんは地震発生当時、15年前に出版された〈原発事故…その時、あなたは！〉という京都大学原子炉実験所の瀬尾健氏の書いた本を読んだことを思い出した。

その本を改めて読み返してみたところ、被曝をさけるために風向きに対して90度の方向に遠ざかるよう書いてあったことから、それに従おうとした。ところが高速道路は閉鎖されており、ガソリンも心許ない状況だった。

「どうしようかと考えあぐねていたところ、3月14日に電話回線が復旧。陸がダメならば空があると思い、福島空港に電話をしたところ羽田行きの臨時便があるということを聞きました。その日の搭乗券は手に入りませんでしたが、翌日の搭乗券を手に入れて15日夜に犬と共に羽田に着きました」（同）

東電幹部らの刑事責任を追及する告訴団の一人、熊本美彌子さん

除染完了と言われても…

その後、熊本さんが住んでいた田村市を取り巻く状況は深刻化の一途をたどることに。

「私が住んでいた地域は原発から直線距離で30・5キロのところです。4月半ば頃になって田村市が詳細な地図を手に入れたところ、20キロ、30キロと円を描くコンパスの円心がズレていたことが分かりました。同じ地区の一部が30キロ圏内に入っていたことから、地域全体が避難地域に指定されました。具体的には緊急時避難準備地域に指定されたのです。

この指定は半年ほどで解除になりましたが、年間放射線量が1ミリシーベルト以上になることから田村市が除染をすることになりました。昨年8月に除染が終わったという連絡を受け、10月に行ってみたのですが、土を剥いだ後に砂を入れるんですね、ですから畑は砂だらけという状況でした」（熊本さん）

政府は年間1ミリシーベルト以下、1時間当たり0・23マイクロシーベルト以下になれば除染完了との基準を設けている。熊本さんの9千平方メートルの自宅および敷地も確かに放射線量が以前よりも下がり、0・24や0・22といった値を示す地点が多く見られるようになった。

しかしながら一方では、地表から5センチよりも1メートルのほうが値の高いところが何カ所もあったという。

熊本さんが理由を説明する。

「林は除染をしていませんので、せっかく除染してもそこからまた放射線が飛んでくるからです」（同）

このほか住宅の屋根が除染対象外というのも本末転倒な話だ。

「屋根は除染の対象ではないので、2階の寝室は庭よりも高い0・3マイクロシーベルトくらいありました。政府がいう1時間当たり0・23マイクロシーベルトという値は仮定に基づいた計算値で、8時間外にいて、あとは家の中にいた場合です。

木造家屋ならば40%遮蔽されるといった具合に仮定するのですが、実態はそうではありません。年間1ミリシーベルトが公衆の上限とされていますが、その倍くらいはいっていると思います。これが〝除染は終わった〟と言われているにもかかわらず続いている現地の実態です」（同）

避難した住民の帰宅が困難なのもさることながら、仮に帰宅したとしても畑が元通りになる目途もまったく立っていない。

「私の畑は砂だらけだと申し上げましたが、除染をしたからといって以前の畑に戻ったわけではありません。その砂だらけの畑にいったいどんな作物を植えるというのでしょうか？

有機農業によって栄養豊かな土をつくりましたが、これから有機農業を再開しようと思っても周囲から落ち葉を拾ってくるわけにはいかないし、近所から牛糞をもらってくるわけにもいきません。土にしても砂ではどうしようもありませんから、新しく土を入れなければなりません。

そういうことを考えると、除染が済んだと言われて〝はい、帰ります〟というわけにはいかないのです」（同）

東京地検に告訴移送の狙い

熊本さんが告訴団に参加した経緯について話す。

「私は被害者の一人だと思っています。被害者がいるということは加害者がいるということではないでしょうか？

福島原発事故の責任を問いたいがために私は福島原発告訴団の一員に加わることにしました。告訴状を提出したのは2011年6月11日です。

第1次として福島県民の1342人が福島地検に告訴状を提出しました。2012年8月11日に福島地検はこれを受理しました。

11月には第2次告訴をしました。全国から1万4716人が集まりました。さらに2013年の2月、3月に厳正な捜査と起訴を求める署名を集めて提出。署名数は10万3766におよびました」

しかし故郷を追われた住民たちの地道な活動はまったく実を結ぶことがなかった。

「捜査当局による家宅捜索や強制捜査は一度も行われませんでした。そして昨年9月9日、東京地検は不起訴の決定を下したのです。

東京地検による不起訴の理由は嫌疑不十分だとしています。9月13日に東京地検で1時間半、9月25日に福島地

検で2時間説明がありましたが、それを聞いた弁護士は〝検察の論理は東電を救うために融通無碍に変化している。法理論というよりも東京電力救済のための屁理屈としかとれない〟と批判しています」（熊本さん）

熊本さんは東京地検が不起訴決定を下したタイミングについても言及する。

「9月9日はどんな日だったか覚えていますか？　安倍首相が〝汚染水はコントロール下にある〟とスピーチし、2020年の東京オリンピック招致が決まった日の翌日です。当然、マスコミはオリンピック報道一色でした。しかもその発表の1時間前、私たちによる告訴は福島地検から東京地検に移送されていたのです」（同）

告訴の移送とは、どういうことなのか？

「告訴は全国どこの警察、検察でもできますが、管轄域外のときには移送できると定められています。しかしこの事件は福島で起きたことです。移送の理由について地検は〝処分の安定性、統一性を保つため〟と説明しました。

でも、これでは話の筋が通りません。なぜならば東京高検や最高検などの上級庁も入って、処分結果の調整をしているということを事前に伝え聞いていたからです。したがって統一性が保たれないということはなかったわけです」（同）

なぜ福島地検に提出した告訴は東京地検に移送されなければならなかったのか？　確かに東電ばかりでなく政局さえも揺るがしかねない前代未聞の重大事案だけに、地検トップである東京地検の判断に委ねたのではないかとする見方もある。

しかし熊本さんは東京地検による不起訴処分が既定路線だったことを前提に、本当の狙いはその先にあるのではないかと推測している。

熊本さんが核心を突く。

「実のところ地検による不起訴処分を不服とする場合、その決定を下した地検の管轄内の検察審査会に対して不服申し立てができることになっているのです。つまり福島地検から東京地検に告訴が移送されたのは、東京都民と福島県民の原発事故に対する温度差を狙ったものだと私は考えます。

福島地検が不起訴にするか否かを判断したのでは、不服申し立てがあった場合に福島検察審査会で審査が行われますから、東京地検に告訴を移送することにより、東京の検察審査会に不服申し立てをするしかない状況を作り出したのだと思います」

熊本さんが指摘するように、福島県民と東京都民とでは原発事故に対する切迫感に雲泥の差がある。したがって東京都民で構成する検察審査会で不服申し立て審査をしたところで、不起訴相当の判断が下される可能性は大といえよう。

裏を返せば、東京地検への告訴移送はそれを狙っているとの見方もできる。実際のところ東京地検が不起訴処分を下した後、不服申し立て審査が東京第5検察審査会に付されたのだが、これまで申立人らの声を聞く場はいっさい設けられていないのだという。

＊　＊　＊

その後、東京第5検察審査会は東電幹部3人の起訴相当、1人の不起訴不当の議決を行って議決書を公表。この結果について告訴団は〈一般の東京都民からなる検察審査会が被害者に寄り添った結論を出してくださったことを心から感謝いたします〉などとするコメントを発表した。

これを受けて告訴団は検察に対して、2度目の検察審査会の議決を経ることなく自らの手で起訴するよう申し入れをした。

熊本さんがいう。

「東京地検はこの議決を受け、どのような判断をするのでしょうか。〝真相解明〟と〝責任追及〟につなげて頂きたいと思います。地検が再度不起訴の決定をすると、第5検察審査会は審査員が全員入れ替わった形で審査することになります。今後の動きを注視していかなければなりません」

仮に地検が再度不起訴とした場合、検察審査会は果たしてどのような判断を下すのだろうか。国策を左右しかねない重大事案だけに今後の動向が極めて注目される。

「資源循環」と「自然との共生」をめざして
取扱い品目
家電製品全般・パソコン・OA機器・空缶・空ビン・PETボトル・発泡スチロール・蛍光管・不燃ゴミ・粗大ゴミ他産業廃棄物全般
株式会社 公衛社
リサイクルセンター
〒959-3258 岩船郡関川村大字滝原97番地1
TEL.(0254)64-2182 FAX.(0254)64-2350

Printing & Planning
JOEMAY
www.joemay.co.jp
株式会社ジョーメイ　印刷　販売促進　企画制作　マルチメディア
本社　〒950-0807 新潟市東区木工新町1193
TEL.025(272)0707㈹　FAX.025(272)0717
東京オフィス　〒104-0061 東京都中央区銀座2-11-6 竹田ビル301
TEL.03(6264)0961　FAX.03(6264)0965

私たちを支えてください！
女子バスケットボールチーム「新潟アルビレックスBBラビッツ」ではチームを御支援いただけるパートナー企業様を募集しております。

わたしたち「新潟アルビレックスBBラビッツ」は女子バスケットボールのトップチームとしては初の地域密着型クラブチームとして、新潟県内をホームタウンとして活動しています。
新潟から世界の舞台へ！
「トップチームが地元にあること」で選手はより現実的な目標として世界を目指せる環境が出来ます。わたしたちの町のスター選手とそれを県民全体で応援し支援する姿が我々の描くチームの姿です。そしてこの事例を新潟から世界へ向けて発信します。
新潟から戦う選手にご支援を！
選手は、日中新潟市内の企業にて就業し、夕方から練習いたします。ひとりのアスリートである前にひとりの社会人として、就業を通して直接的に地域と共生し、新潟の社会に貢献し、元気と笑顔をとどけます。
当クラブは夢を目指すアスリートの受け皿として、競技活動環境を安定化するために、支援パートナー企業様を広く募集させていただきます。
御社ニーズに合わせたカスタマイズ提案
パートナー企業様は、試合を中心に、企業・商品名をPRしていただくことができます。また当チームは地域の皆様とともに歩み、県民クラブとして地域活動にも積極的に参加します。スポーツ文化の醸興や、地域活性化として、パートナー企業様と連携しながら、活動を実施いたします。
スポンサー様に合わせたオリジナルプランも検討させていただきますので、まずはお気軽にお問い合わせください。
お問い合わせ　一般社団法人 新潟アルビレックス女子バスケットボールクラブ　新潟市中央区古町通二番町538
TEL025-225-0004 FAX 025-225-0055 http://www.albirexbb-rabbits.com/